

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
 編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 「損金経理」ってどういう意味？

Q：法人税では「損金経理」という言葉をよく耳にしますが、どういう意味ですか。「損金の額に算入する」という言葉との違いについても教えてください。

A：

(1) 「損金経理」について

「損金経理」とは、「法人がその確定した決算において費用または損失として経理すること」をいいます。

法人税では、減価償却、引当金・準備金の繰入れ、役員退職金など、損金経理をしなければ損金算入できないものがあります。

よって、損金経理しなかった金額は、損金算入限度額に余裕があっても、申告調整で損金算入することはできません。

例えば、減価償却費を計上せずに決算書を作成した場合、申告調整で減価償却費を計上することはできないというわけです。

損金経理を条件に損金算入すると規定されているものについては注意する必要があります。

(2) 「損金の額に算入する」について

「損金の額に算入する」場合には、法人の所得の金額の計算に当たって、損金の額に算入することをいいます。これには、申告調整で減算することも含まれます。

つまり、帳簿上損金経理していなくても、申告調整で減算することができるという意味です。

